

## 【ガイドラインの主な改訂内容（令和3年11月17日改訂）】

- ・ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意することを明記
- ・開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策において、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ対策する旨の記載を追加
- ・施設の換気について、「常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上が望ましい）に努める。」の記載を追加
- ・施術中の対応策として、「顧客と従業員の近接した対面接触時間を減らす工夫をする（例えば、自動洗髪機、自動毛髪乾燥機などの導入）。」の記載を追加
- ・顧客の待合室での対応として、「顧客には、原則として飲食物は提供しない。」の記載を追加
- ・従業員の感染予防のための管理として、品質の確かな、できれば不織布のマスクを正しく着用する旨の記載と、「普段から、毎日の健康状態を把握する。」、「寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合などには、定期的なPCR検査の活用を検討する。」、「必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底を検討する。」の記載を追加
- ・新型コロナウイルス感染症についての連絡先に「医療機関」が追加
- ・感染防止対策の実施状況の確認について、追加で記載

以上